

附属書一

附属書 I B

日本国による関税の撤廃のための実施日程

1 協定第十四条1に基づく日本国による関税の撤廃又は引下げは、この表2欄に掲げる品目の関税について同表4欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。

(a) 「E」 二千八年一月一日から関税を撤廃する。

(b) 「F5」 基準税率から無税までの六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(c) 「F6」 基準税率から無税までの七回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十三年まで

の各年のそれぞれ四月一日に行う。

(d) 「F7」 基準税率から無税までの八回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十四年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(e) 「F10」 基準税率から無税までの十一回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十七年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(f) 「F15」 基準税率から無税までの十六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千二十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(g) 「P」 基準税率から十四・九パーセントまでの六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

2 日本国は、この表に掲げる産品に対して同表4欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができる。

3 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であつて、この表3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、この表3欄に定める税率であつて、専ら関税の撤廃又は引下げに向けた均等な引下げの開始点となるものをいう。

1	2	3	4
---	---	---	---

関税率表番号	品名	基準税率	区分
第二類 ○二・〇七 ○二〇七・一四のうち	肉及び食用のくず肉 肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。） 肝臓 七面鳥のもの 分割しないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 分割しないもの（冷凍したものに限る。） 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの 分割しないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） あひるのもの その他のもの 分割しないもの（冷凍したものに限る。） 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	九・六％ E E E E E E E E E	E E E F 7 E E E E E

<p>第三類</p> <p>〇三・〇一</p> <p>〇三〇一・一〇</p>	<p>〇二〇七・三五</p> <p>〇二〇七・三六</p> <p>〇二〇九・〇〇</p> <p>〇二・一〇</p> <p>〇二一〇・九一</p> <p>〇二一〇・九二</p> <p>〇二一〇・九三</p>
<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。）</p> <p>観賞用の魚</p> <p>こい及び金魚</p> <p>その他のもの</p>	<p>その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>あひるのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（冷凍したものに限る。）</p> <p>家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）</p> <p>肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール</p> <p>その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）</p> <p>霊長類のもの</p> <p>鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの</p> <p>爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの</p>
<p>三・五%</p> <p>E F 5</p>	<p>九・六%</p> <p>E E F 7</p> <p>四・二%</p> <p>E F 5</p> <p>E</p> <p>E</p>

○三〇一・九一のうち	<p>その他の魚（生きているものに限る。）</p> <p>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</p>	三・五%	F 5
○三〇一・九三のうち	<p>こい</p> <p>養魚用の稚魚以外のもの</p>	三・五%	F 5
○三・〇二	<p>魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p> <p>ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）</p>		
○三〇二・二二	<p>ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）</p>	三・五%	F 5
○三〇二・二二	<p>プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）</p>	三・五%	F 5
○三〇二・二三	<p>ソール（ソレア属のもの）</p>	三・五%	F 5
○三〇二・二九	<p>その他のもの</p> <p>その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）</p>	三・五%	F 5

〇三〇二・六一のうち
〇三〇二・六二
〇三〇二・六三
〇三〇二・六五
〇三〇二・六六
〇三〇二・六九のうち
〇三〇二・七〇のうち

いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）

サルディノプス属のもの以外のもの

ハドック（メラノグラナムス・アイグレフィヌス）

コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）

さめ

うなぎ（アングイルラ属のもの）

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のものうち

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、

キングクリップ及びたい

その他のものうち

ふぐ

肝臓、卵及びしらこ

三・五%	F	5	E	F	5	F	5	F	5
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○三・〇三	にしん(クルペア属のもの)の卵 魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレ その他の魚肉を除く。)	五・六%	F 5
○三〇三・三一	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、さき うしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。 肝臓、卵及びしらこを除く。)		
○三〇三・三二	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒ ポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピ ス)	三・五%	F 5
○三〇三・三三	プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)	三・五%	F 5
○三〇三・三三	ソール(ソレア属のもの)	三・五%	F 5
○三〇三・三九	その他のもの	三・五%	F 5
○三〇三・七一のうち	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカ ルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のも の)		
	サルディノプス属のもの以外のもの	三・五%	F 5
○三〇三・七二	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	三・五%	F 5
○三〇三・七三	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	三・五%	F 5
○三〇三・七五	さめ		E

○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五%	F 5
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトウス）	三・五%	F 5
○三〇三・七八のうち	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	三・五%	F 5
○三〇三・七九のうち	ウロフュキス属のもの	三・五%	F 5
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも		
	その他のものうち		
	かじき、さわら、たちうお及びめろ（デイソステイクス属のもの）以外のもの	三・五%	F 5
○三〇三・八〇のうち	肝臓、卵及びしらこ		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	四%	F 5
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの）		

○三〇四・一〇のうち

のに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。
生鮮のもの及び冷蔵したもの

ファイル以外のうち

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラ
グラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ
属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エ
トルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属
のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のも
の）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、
キングクリップ、たい及びさめ

○三〇四・二〇のうち

冷凍したファイル

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグ
ラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属の
もの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメ
ウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、
あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさん
ま（コロラビス属のもの）以外のうち

まぐろ（トウヌス属のもの）、かじき及びめろ（ディソ
ステイクス属のもの）以外のもの

三・五%

F
5

E

〇三〇四・九〇のうち

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししやも

その他のものうち

いとより（すり身のものに限る。）、くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）以外のもの

〇三・〇五

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

〇三〇五・二〇のうち

魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）

にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかすのこを除

三・五%
F 5

E

○三〇六・一一	<p>るかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>冷凍したもの</p>	
○三〇六・一二	<p>いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)</p>	E
○三〇六・一三	<p>ロブスター(ホマルス属のもの)</p>	E
○三〇六・一四のうち	<p>シュリンプ及びプローン</p>	E
○三〇六・一九	<p>たらばがに(パラリンドス属のもの)、ずわいがに(キオノエセテス属のもの)及びけがに(エリマクルス属のもの)以外のもの</p> <p>その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。</p> <p>えび</p> <p>その他のもの</p>	<p>四%</p> <p>F 5</p>
○三〇六・二一	<p>冷凍してないもの</p> <p>いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)</p>	<p>七%</p> <p>F 7</p>

〇三〇六・二二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの ロブスター（ホマルス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	五%	F 5	E				
〇三〇六・二三	シュリンプ及びプローン 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	五%	F 5	E				
〇三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの えび その他のもの その他のもの	五%	F 5	E				
〇三・〇七	その他のもの えび その他のもの 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬	一〇%	F 7	五%	F 5	七%	F 7	E

○三〇七・一〇のうち	<p>けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>かき</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの以外のもの</p> <p>い貝(ミュテイルス属又はペルナ属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの以外のもの</p> <p>たこ(オクトプス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻</p>	一〇・五% F 7
○三〇七・三九のうち	<p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻</p>	一〇% F 7
○三〇七・五九	<p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻</p>	一〇% F 7
○三〇七・六〇	<p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻</p>	七% F 7
○三〇七・九一のうち	<p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻</p>	一〇% F 7

<p>第四類</p> <p>○四・〇八</p>	<p>○三〇七・九九のうち</p>
<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限</p>	<p>類及び軟体動物を除く。）、貝柱及びいか以外のうち はまぐり以外のうち 赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび 以外のうち くらげ その他のものうち あさり及びしじみ以外のうち 軟体動物以外のもの その他のもの 冷凍したものうち くらげ、なまこ及びあわび その他のものうち くらげ及びなまこ はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） はまぐり（乾燥したものに限る。）</p>
	<p>一〇% 五・三% 七% 七% 七% 七%</p> <p>F 7 F 5 F 7 F 7 F 7 F 7</p>

<p>第五類 ○五〇九・〇〇のうち ○五一〇・〇〇のうち</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） 動物性の海綿 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの アンバーグリス、海狸^り香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製の腺^{せん}その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍し</p>	<p>E</p>
<p>○四〇八・一一 ○四〇八・一九 ○四〇八・九一 ○四〇八・九九 ○四一〇・〇〇</p>	<p>食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） その他のもの 乾燥したもの その他のもの</p>	<p>E F 15 F 15</p>
<p>○四〇八・一一 ○四〇八・一九</p>	<p>るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 卵黄 乾燥したもの その他のもの</p>	<p>F 15 F 15</p>

<p>第六類</p> <p>○六・〇四</p>	<p>生きてゐる樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</p> <p>植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）</p>	<p>E</p>
<p>○五・一一</p> <p>○五一・九一のうち</p> <p>○五一・九九のうち</p>	<p>たもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）</p> <p>じゃ香及び牛黄^{ごおう}以外のもの</p> <p>動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの</p> <p>その他のもの</p> <p>魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲^{せい}無脊椎^{せきつゐ}動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの</p> <p>魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵以外のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>蚕種、動物の精液、腱^{けん}、筋、原皮くず及び乾燥した血以外のもの</p>	<p>E E E</p>

第七類	食用の野菜、根及び塊茎	三%
〇七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%
〇七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%
〇七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%
〇七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット	三%
	たまねぎ	
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	三%
	の 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高 いときは、当該従価税率）
	シャロット	
〇七〇三・二〇	にんにく	三%
〇七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの	三%
	ねぎ（アリウム・フィストロスム）	
	その他のもの	
〇七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%

○七〇九・六〇	○七〇九・七〇	○七〇九・九〇	○七・一〇	○七一〇・一〇	○七一〇・二一	○七一〇・二二	○七一〇・二九	○七一〇・三〇	○七一〇・四〇	○七一〇・八〇
---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

<p>しいたけ以外のもの</p> <p>とうがらし属又はピメンタ属の果実</p> <p>ほうれん草、つるな及びやまほうれん草</p> <p>その他のもの</p> <p>スイートコーン</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）</p> <p>ばれいしょ</p> <p>豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>えんどう（ピスム・サティヴム）</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>その他のもの</p> <p>えだ豆</p> <p>その他のもの</p> <p>ほうれん草、つるな及びやまほうれん草</p> <p>スイートコーン</p> <p>その他の野菜</p> <p>ごぼう</p> <p>その他のもの</p>
--

六%	一二%	一〇・六%	六%	八・五%	六%	八・五%	八・五%	八・五%	八・五%	六%	三%	
F 5	F 10	F 7	F 5	F 7	F 5	F 7	F 7	F 7	F 7	E	F 5	E

○七二〇・九〇
○七二一・一一
○七二一・二〇
○七二一・三〇
○七二一・四〇
○七二一・五一
○七二一・五九
○七二一・九〇

野菜を混合したもの
 スイートコーンを主成分とするもの
 その他のもの
 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
 オリーブ
 ケーパー
 きゅうり及びガーキン
 きのこと及びトリフ
 きのこと（はらたけ属のもの）
 その他のもの
 その他の野菜及び野菜を混合したもの
 なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）
 らっきょう及びわらび
 なす
 らっきょう及びわらび
 その他のもの
 ごぼう
 その他のもの

一〇・六%	六%	六%	九%	九%	九%	九%	一〇・六%
F 7	F 5	F 15	E	F 7	F 7	F 7	F 5
						E	

○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	E
○七二三・一〇のうち	えんどう（ピスム・サティヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの以外のものうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	E
○七二三・二〇のうち	ひよこ豆 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの以外のもの ささげ属又はいんげんまめ属の豆	E
○七二三・三三のうち	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの以外のものうち 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	E
○七二三・三九のうち	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの以外のものうち	E

○七二三・四〇のうち	<p>ち 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨 が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>ひら豆</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するもの以外のもの</p> <p>そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するもの以外のもののうち 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が 政令で定めるところにより証明されたもの</p>	E
○七二三・五〇のうち	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するもののうち 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が 政令で定めるところにより証明されたもの</p>	E
○七一一・一四	<p>カッサバ芋、アロートルト、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るもの）</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が 政令で定めるところにより証明されたもの</p>	E

○七二四・一〇のうち	し、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。)並びにサゴやしの髓	カツサバ芋	冷凍したもののうち	飼料用のもの以外のもの	注 「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	その他のものうち	粉又はミールのペレット以外のものうち	飼料用のもの以外のもの	注 「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	かんしょ	冷凍したもの	その他のもの	その他のもの	冷凍したもの	さといも	その他のもの	その他のもの	一二% F 10	九% F 7	一二% F 15	一二・八% F 15	一〇% F 7	一二% F 10	九% F 7
------------	---	-------	-----------	-------------	---	----------	--------------------	-------------	---	------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	-------------	-----------	-------------	---------------	------------	-------------	-----------

<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八〇一・一一</p> <p>○八〇一・一九</p> <p>○八〇一・二一</p> <p>○八〇一・二二</p> <p>○八〇一・二三</p> <p>○八・〇二</p> <p>○八〇二・一一のうち</p> <p>○八〇二・一二のうち</p> <p>○八〇二・二一</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの 及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるか かを問わない。）</p> <p>ココヤシの実</p> <p>乾燥したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ブラジルナット</p> <p>殻付きのもの</p> <p>殻を除いたもの</p> <p>その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、 殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>アーモンド</p> <p>殻付きのもの</p> <p> スイートアーモンド</p> <p>殻を除いたもの</p> <p> スイートアーモンド</p> <p>ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）</p> <p>殻付きのもの</p>	<p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p>
--	--	---

○八〇二・二二	殻を除いたもの
○八〇二・三一	くるみ
○八〇二・三二	殻付きのもの
○八〇二・四〇	殻を除いたもの
○八〇二・九〇のうち	くり（カスターネア属のもの）
	その他のもの
	びんろう子以外のもののうち
	マカダミアナット及びペカン
	その他のもの
○八〇三・〇〇のうち	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八・〇四	乾燥したもの
	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇四・二〇	いちじく
○八〇四・四〇	アボカド
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇五・一〇	オレンジ

		六%			一二%			九・六%	一〇%
	E	F 5	E	F 10	E	F 15	F 7	F 7	E

○八〇八・一〇	りんご
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）
○八〇九・一〇	あんず
○八〇九・二〇	さくらんぼ
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）
○八〇九・四〇	プラム及びスロー
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）
○八一〇・一〇	ストロベリー
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実
○八一〇・五〇	キウイフルーツ
○八一〇・六〇	ドリアン
○八一〇・九〇	その他のもの ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし
○八・一一	その他のもの 冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮に

○八〇八・一〇	りんご	一七%
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ	四・八%
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	
○八〇九・一〇	あんず	六%
○八〇九・二〇	さくらんぼ	六%
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	八・五%
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	六%
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	
○八一〇・一〇	ストロベリー	六%
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	
○八一〇・五〇	キウイフルーツ	六・四%
○八一〇・六〇	ドリアン	
○八一〇・九〇	その他のもの ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	
○八・一一	その他のもの 冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮に	六%

F 5	E	E	F 5	E	E	E	F 5	F 5	F 5	F 7	F 5	F 5	F 10
-----	---	---	-----	---	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

○八・一二	<p>トル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム 桃及びなし その他のもの</p> <p>一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</p>
○八一二・一〇	さくらんぼ
○八一二・九〇のうち	その他のもの
	バナナ以外のもののうち
	オレンジ
	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの
	毎年一月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの
	グレープフルーツ
	その他のものうち
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存

一二%	F 10	E 7
一七%	F 15	
一六%	F 15	
三二%	F 15	
一〇%	F 7	

○八一三・五〇	○八一三・四〇	○八一三・三〇	○八一三・二〇	○八一三・一〇	○八・一三
---------	---------	---------	---------	---------	-------

に適する処理をしたものを除く。) 以外のもののうち
 くり
 その他のもののうち
 マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん
 並びにクレメンタイン、ウイルキングその他これ
 らに類するかんきつ類の交雑種
 その他のもの
 乾燥果実 (第○八・〇一項から第○八・〇六項までのものを除
 く。) 及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの
 あんず
 プルーン
 りんご
 その他の果実
 ベリー、パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャン
 ペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レン
 ブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスター
 アップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサッ
 プ、レイシ及びサントル
 その他のもの
 この類のナット又は乾燥果実を混合したもの

九 %	九 %	九 %	一 七 %	一 二 %	九 ・ 六 %
F 7	E 7	F 7	F 15	F 10	F 15

<p>○八一四・〇〇</p>	<p>ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）</p>	<p>一二％</p>	<p>E F 10</p>
<p>第九類 ○九・〇一 ○九〇一・九〇のうち ○九・〇二 ○九〇二・一〇 ○九〇二・二〇のうち</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料</p> <p>コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p> コーヒーを含有するコーヒー代用物</p> <p> 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</p> <p> 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）</p> <p> その他の緑茶（発酵していないものに限る。）</p>	<p>一七％</p>	<p>F 15 E</p>

○九〇二・三〇	くず（飲用に適するものを除く。）以外のもの 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の 直接包装にしたものに限る。）	一七%	F	15
○九〇二・四〇のうち	紅茶 その他のもの	一七% 一二%	F	15 10
○九〇三・〇〇	その他のもの	一七%	F	15
○九・〇四	マテ とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎し たものに限る。）及びこしょう属のペッパー	一二%	F	10
○九〇四・一一のうち	ペッパー 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		E	
○九〇四・一二のうち	小売用の容器入りにしたもの 破碎し又は粉碎したもの		E	
○九〇四・二〇のうち	小売用の容器入りにしたもの とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎 したものに限る。）		E	

○九〇七・〇〇のうち	丁子（果実、花及び花梗 <small>こま</small> に限る。）
○九・〇八	小売用の容器入りにしたもの
○九〇八・一〇のうち	肉づく、肉づく花及びカルダモン類
○九〇八・二〇のうち	肉づく
○九〇八・三〇のうち	小売用の容器入りにしたもの
○九・〇九	肉づく花
○九〇九・一〇のうち	小売用の容器入りにしたもの
○九〇九・二〇のうち	カルダモン類
○九〇九・三〇のうち	小売用の容器入りにしたもの
	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又は
	カラウェイの種及びジュニパーベリー
	アニス又は大ういきょうの種
	小売用の容器入りにしたもの
	その他のものうち
	破碎し又は粉碎したもの
	コリアンダーの種
	小売用の容器入りにしたもの
	その他のものうち
	破碎し又は粉碎したもの
	クミンの種

E E E E E E E E

○九〇九・四〇のうち	小売用の容器入りにしたもの その他のものうち 破碎し又は粉碎したもの カラウエイの種		
○九〇九・五〇のうち	小売用の容器入りにしたもの その他のものうち 破碎し又は粉碎したもの ういきょうの種及びジュニパーベリー		
○九・一〇	小売用の容器入りにしたもの その他のものうち 破碎し又は粉碎したもの しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		
○九一〇・一〇	しょうが		
○九一〇・二〇のうち	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの その他のもの サフラン	九%	
○九一〇・三〇のうち	小売用の容器入りにしたもの うこん	F 7	E
		E	E
		E	E
		E	E
		E	E
		E	E
		E	E

<p>○九一〇・四〇のうち</p> <p>○九一〇・五〇</p> <p>○九一〇・九一のうち</p> <p>○九一〇・九九のうち</p>	<p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>月けい樹の葉及びタイム</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>カレー</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p>	<p>七・二%</p>	<p>E</p> <p>E</p> <p>F7</p> <p>E</p> <p>E</p>
<p>第一〇類</p> <p>一〇〇二・〇〇のうち</p> <p>一〇・〇五</p> <p>一〇〇五・一〇のうち</p> <p>一〇〇七・〇〇のうち</p>	<p>穀物</p> <p>ライ麦</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適するようにしたもの以外のもの</p> <p>とうもろこし</p> <p>播種^は用のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適するようにしたもの以外のもの</p> <p>グレーンソルガム</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により</p>		<p>E</p> <p>E</p>

<p>第二一類</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・九〇のうち</p> <p>一一・〇三</p>	<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p> <p>ライ麦粉</p> <p>その他のもの</p> <p>大麥粉、裸麥粉及びライ小麦粉以外のもの</p> <p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p>	<p>一一・三%</p> <p>F 10</p>
<p>一〇〇八・九〇のうち</p> <p>一〇・〇八</p> <p>一〇〇八・一〇のうち</p>	<p>専ら播種用に適するようになったもの以外のものうち</p> <p>飼料用のもの以外のもの</p> <p>注 「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物</p> <p>そば</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの以外のもの</p> <p>その他の穀物</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの以外のものうち</p> <p>ライ小麦以外のもの</p>	<p>九%</p> <p>F 7</p> <p>E</p>

一〇四・二二	その他のもの	一七%	F	10
一〇四・二三	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
	オートのもの	一二%	F	10
	とうもろこしのもの			
	コーンフレークの製造に使用するもの	一六・二%	F	10
	その他のもの	一八%	F	10
一一〇四・二九のうち	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦及び裸麦のもの以外のもの	一七%	F	10
一一〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二〇%	F	15
一一〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一〇六・二〇のうち	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの			
	カンサバ芋のもの以外のもの	一一・三%	F	15
一一〇六・三〇のうち	第八類の物品のもの			
	バナナのもののうち			
	飼料用のもの以外のもの	一五%	F	10

注 「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の

<p>第一二類</p>	<p>原料として使用するものに限る。 その他のもの</p>	<p>一五% F 10</p>
<p>一一・〇八 一一・一〇 一一・一一 一一・二〇 一一・四〇 一一・九〇のうち</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。） ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。） 及びルプリン 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） おたねにんじん けしがら その他のもの ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツ子、プランタゴプシリウムの種、キナ、</p>	<p>E E E E</p>

一一・一一

コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲ
ンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロソバ根、海
葱、ヤラツパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、
キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のも
の、麻黄、沈香、槐花及び大黄以外のもの

海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび
(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものと
し、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に
供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリ
ウム・インテュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含
むものとし、他の項に該当するものを除く。)

一一二二・二〇のうち

海藻その他の藻類

食用の海藻その他の藻類(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し
又は乾燥したものに限る。)以外のうち

ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、と
ろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち

ふのり属のもの

その他のもの

あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁
その他のもの

一一二二・三〇

三・五%

E

F
5

E

E

<p>一三〇二・九九のうち</p>	<p>その他のもの こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びきとうきび以外のもの</p>		E
<p>第一三類 一三〇一 一三〇一・一〇のうち 一三〇二 一三〇二・一四のうち 一三〇二・一九のうち</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） ラック セラックその他の精製ラック 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス 除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの 除虫菊エキス その他のもの 飲料のもの 植物性の一種類の原料から得たもの その他のものうち</p>	<p>一〇% 六%</p>	<p>F 7 F 5 E</p>

第一五類	<p>第一四類 一四・〇一</p> <p>一四〇一・一〇 一四〇一・九〇</p> <p>一四・〇四 一四〇四・九〇のうち</p>	一三〇二・二〇
動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オー ジア、ラフィア及びライム樹皮）</p> <p>竹</p> <p>その他のもの</p> <p>いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び 莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）</p> <p>その他のもの</p> <p>植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）及び種以外のもの</p>	<p>生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン以外のもののうち</p> <p>アルコール分が五〇%以上のもの</p> <p>ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩</p>
	八・五%	
E	E F 7	E E

一五〇一・〇〇のうち	動物性又は植物性のろう 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一 五・〇三項のものを除く。）		
一五〇三・〇〇	豚脂以外のもの		六・四％ F 5
一五・〇四	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及び タロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。） 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工を してないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わな い。）		E
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五％	F 5
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七％（その率が一キログラムに つき四円二〇銭より低いとき は、当該従量税率）	F 10
一五〇四・三〇のうち	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		
	鯨油以外のもの	三・五％	F 5
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		E
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてな いものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四％	F 5
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限 るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		E

一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	綿実油及びその分別物	一五・二二・二二のうち
一五・二二・二九のうち	その他のもの	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。） 輸用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	一五・二二・二九のうち
一五・一三	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	輸用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの やし（コブラ）油及びその分別物	一五・一三
一五・三三・一一	粗油	粗油	一五・三三・一一
一五・三三・一九	その他のもの	その他のもの	一五・三三・一九
一五・三三・二一のうち	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物	粗油	一五・三三・二一のうち
一五・三三・二九のうち	粗油	粗油	一五・三三・二九のうち
一五・一五	その他のもの パーム核油及びその分別物 その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を	粗油 その他のもの パーム核油及びその分別物	一五・一五
E	E	E E	E
E	E	E	E

一五二五・三〇	含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ひまし油及びその分別物	E
一五二五・九〇のうち	その他のもの	漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	E
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	E
一五・一七	その他のもの	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	F
一五二七・九〇のうち	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	離型油	F
一五二八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・		F

<p>第一六類</p> <p>一六・〇二</p> <p>一六〇二・三一のうち</p>	<p>一五二〇・〇〇</p> <p>一五・二二</p> <p>一五二一・九〇のうち</p> <p>一五二二・〇〇のうち</p>	<p>一六項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液</p> <p>植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)</p> <p>その他のもの</p> <p>みつろう以外のもの</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p> <p>デグラス</p> <p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</p> <p>第〇一・〇五項の家きんのもの</p> <p>七面鳥のもの</p>	<p>E</p> <p>E</p> <p>E</p> <p>E</p>
--	---	---	-------------------------------------

一六〇二・三九のうち	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）以外のものうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの その他のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）以外のものうち 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの	E
一六〇三・〇〇のうち	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	六% F 5
一六・〇四	肉のエキス及びジュース以外のもの 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） その他のもの	九・六% F 7
一六〇四・一九のうち	うなぎ以外のもの	九・六% F 7
一六〇四・二〇のうち	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚卵のうち	

一六〇四・三〇	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のものうち にしん（クルペア属のもの）のもの その他のもの
一六〇五	キャビア及びその代用物 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）
一六〇五・二〇のうち	シユリンプ及びプローン くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥した もの 単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し又は冷凍し たもの その他のもの その他のものうち 米を含まないもの その他の甲殻類 えび以外のもの その他のもの くん製したものうち
一六〇五・四〇のうち	
一六〇五・九〇のうち	

九・六%	五・三%	四・八%	六・四%	六・四%	一一%
F 7	F 5	E F 5	F 5	F 5	F 7

<p>第一七類 一七・〇二</p>	<p>糖類及び砂糖菓子 その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。） 糖を加えてないものに限る。） 料を加えてないものに限る。） 混合してあるかないかを問わない。） 及びカラメル 乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの その他のもの 果糖（化学的に純粋なものに限る。）</p>	<p>いか、帆立貝及び貝柱のもの以外のもの その他のものうち くらげ その他のものうち いか、なまこ及びうに以外のものうち あわび及び帆立貝以外のものうち その他の軟体動物のものうち 気密容器入りのもの以外のもの その他のもの</p>
<p>一七〇二・一一 一七〇二・一九 一七〇二・五〇</p>	<p>六・七% 一〇% 九・六% 九・六%</p>	<p>F 5 F 7 F 7 F 5</p>

一七〇二・九〇のうち	<p>その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）</p> <p>砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル以外のものうち</p> <p>ハイ・テスト・モラセスのうち</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のものうち</p> <p>香料又は着色料を加えてないものうち</p> <p>砂糖を加えてないものうち</p> <p>ソルボース</p>	三% F 5
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	一・二% F 10
一七〇三・一〇のうち	<p>甘しや糖みつ</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p>	三% F 5
一七〇三・九〇のうち	<p>その他のもの</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p>	三% F 5

<p>第一九類 一九・〇一</p>	<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽 エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては、完全に 脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％ 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及</p>	
<p>第一八類 一八・〇三 一八〇三・一〇 一八〇三・二〇 一八〇五・〇〇 一八・〇六 一八〇六・一〇のうち 一八〇六・三二のうち</p>	<p>ココア及びその調製品 ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。） 脱脂してないもの 完全に又は部分的に脱脂したもの ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えてないもの その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） 詰物をしてないもの チョコレート菓子以外のうち 砂糖を加えてないもの</p>	<p>るもの</p> <p>二 一・三 ％</p> <p>一 五 ％</p> <p>一 二・九 ％</p> <p>一 〇 ％</p> <p>五 ％</p>
		<p>三 ％</p> <p>F 5</p>
		<p>F 5</p>

一九〇一・一〇のうち	<p>び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）以外のものうち</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品のうち</p> <p>砂糖を加えてないもの</p> <p>タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）</p> <p>パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>クリスプブレットド</p>	二一・三%	F 15
一九〇三・〇〇	<p>砂糖を加えてないもの</p> <p>タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）</p>	九・六%	F 7
一九〇五	<p>パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>クリスプブレットド</p>	九%	F 15

<p>第二〇類</p> <p>二〇・〇一</p> <p>二〇〇一・一〇</p>	<p>一九〇五・二〇</p> <p>一九〇五・四〇</p> <p>一九〇五・九〇のうち</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p> <p>きゅうり及びびガーキン</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>ジンジャーブレッドその他これに類する物品</p> <p>ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品</p> <p>その他のもの</p> <p>パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）</p> <p>、聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品以外のものうち</p> <p>砂糖を加えたものうち</p> <p>主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p> <p>その他のものうち</p> <p>主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p>	<p>一五%</p> <p>F 10</p>	<p>九%</p> <p>F 15</p> <p>九%</p> <p>F 15</p> <p>一八%</p> <p>F 15</p>
---	---	--	--	------------------------	--

その他のもの
その他のもの

砂糖を加えたもの

パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビ
リンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ
ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サント
ル、シュガーアップル、カスターアップル、パッション
フルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー
及びマンゴスチン

スイートコーン

ヤングコーンコブ

その他のもの

その他のもの

パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビ
リンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ
ン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サント
ル、シュガーアップル、カスターアップル、パッション
フルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー
及びマンゴスチン
スイートコーン

一二%

F 10

一〇・五%

F 7

一六・八%

F 15

一五%

F 10

七・五%

F 7

E

二〇・〇二	ヤングコーンコブ その他のもののうち しょうが以外のもの	一五%	F 10
二〇〇二・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により 調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。） その他のもの	九%	F 15
二〇〇二・九〇のうち	砂糖を加えたもの その他のもののうち	一三・四%	F 15
二〇・〇三	トマトピューレー及びトマトペースト以外のもの 調製し又は保存に適する処理をしたきこ及びトリフ（食酢又は 酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） きこ（はらたけ属のもの） 砂糖を加えたもの その他のもの	九%	F 15
二〇〇三・一〇	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キロ グラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム その他のもの その他のもの	一三・六%	F 10
	その他のもの		E
	その他のもの		E
	その他のもの		E

二〇〇・〇五	その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	九%	F 7
二〇〇五・一〇	均質調製野菜 砂糖を加えたもの その他のもの	一六・八%	F 15
二〇〇五・二〇	ばれいしょ マッシュポテト及びポテトフレーク その他のもの	一三・六%	F 10
二〇〇五・四〇のうち	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの えんどう（ピスム・サティヴム） 砂糖を加えてないもののうち 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） さや付きのもの その他のもの その他のもの	一二% 九%	F 10 F 7
		一五%	F 10
		一二%	F 10

二〇〇五・五九のうち	さや付きのもの その他のもの	一三・六%	F 10	九%	F 7
二〇〇五・五一のうち	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 さやを除いた豆 砂糖を加えたものうち 気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含むものに限る。）				
二〇〇五・五九のうち	その他のもの 砂糖を加えてないもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一四%	F 10	一二%	F 10
二〇〇五・六〇	その他のもの アスパラガス 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの	九%	F 7	一六%	F 15
二〇〇五・七〇	オリーブ	一二%	F 10		
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マヌス変種サカラタ） 砂糖を加えたもの	一四・九%	F 10		

二〇〇五・九〇のうち

その他のもの

その他の野菜及び野菜を混合したもの

砂糖を加えたものうち

豆（さや付きのものを除く。）のうち

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマ

トの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有

するものに限る。）

その他のものうち

豆（さや付きのものを除く。）以外のうち

たけのこ

ヤングコーンコブ

サワークラウト

その他のものうち

気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇

キログラム以下のものに限る。）

にんにくの粉

その他のもの

その他のもの

にんにくの粉

その他のもの

一〇
F 7

一四
F 10

一三・六
F 10

一五
F 10

一二
F 10

九・六
F 15

一二
F 10

一〇・五
F 15

九
F 7

二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分 (ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに に限る。)		
	マロングラッセ		一二・六%
	その他のもの		一八%
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピュ レー及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたも のに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを 問わない。)		
二〇〇七・一〇	均質調製果実		
	砂糖を加えたもの		三四%
	その他のもの		二一・三%
二〇〇七・九一	その他のもの		
	かんきつ類の果実		
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
	砂糖を加えたもの		一六・八%
	その他のもの		一二%
	フルーツピュレー及びフルーツペースト		
	砂糖を加えたもの		三四%
	その他のもの		二一・三%
		F 15	F 15
		F 10	F 15
		F 15	F 15
		F 10	F 15

二〇〇七・九九

その他のもの

ジャム及びフルーツゼリー

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

その他のもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

その他のもの

二〇〇八

果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

落花生

砂糖を加えたもののうち

ピーナツバター

二〇〇八・一一のうち

一六・八%

一二%

F 10 F 15

三四%

四〇%

F 15 F 15

二一・三%

二五%

F 15 F 15

一二%

F 10

その他のものうち	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
ピーナツバター	砂糖を加えたもの	パルプ状のもの	その他のもの	カシューナツト及びその他のいっただナツト	その他のもの	パルプ状のもの	その他のもの	アーモンド（いっただものに限る。）	マカダミア
				ナツト、ペカン（いっただものに限る。）及びカシュー				ナツト	
				ココヤシの実、ブラジルナツト、パラダイスナツト				及びヘーゼルナツト	
				ぎんなん				その他のもの	
				その他のもの				いっただもの	
				その他のもの					

一 二 %		一 二 %	一 〇 %			一 六 ・ 八 %	一 一 %	二 一 %	一 〇 %
F 10	E	F 10	F 7	E		F 15	F 7	F 10	F 7

二〇〇八・三〇

二〇〇八・四〇

かんきつ類の果実

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

その他のもの

なし

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

二九・八%

二三・八%

二一・三%

一七%

一五%

二一%

一〇・八%

一五%

一二%

一五%

F 15

F 15

F 15

F 15

F 10

F 15

F 7

F 10

F 10

F 10

二〇〇八・五〇
二〇〇八・六〇
二〇〇八・七〇

気密容器入りのもの	二〇〇八・五〇
その他のもの	二〇〇八・五〇
あんず	二〇〇八・六〇
砂糖を加えたもの	二〇〇八・六〇
その他のもの	二〇〇八・六〇
さくらんぼ	二〇〇八・七〇
砂糖を加えたもの	二〇〇八・七〇
その他のもの	二〇〇八・七〇
桃（ネクタリンを含む。）	二〇〇八・七〇
砂糖を加えたもの	二〇〇八・七〇
パルプ状のもの	二〇〇八・七〇
気密容器入りのもの	二〇〇八・七〇
その他のもの	二〇〇八・七〇
気密容器入りのもの	二〇〇八・七〇
容器とも一個の重量が二キログラム以上のもの	二〇〇八・七〇
その他のもの	二〇〇八・七〇
その他のもの	二〇〇八・七〇
パルプ状のもの	二〇〇八・七〇

一三・四%	六・七%	二九・八%	二一・三%	一二%	一五%	一二%	一五%	一〇・八%	九%
F 10	F 7	F 15	F 15	F 10	F 10	F 10	F 10	F 7	F 7

二〇〇八・九九

その他のもの	二九・八%	F	15
砂糖を加えたもの			
パルプ状のもの	二三・八%	F	15
その他のもの			
その他のもの	二一・三%	F	15
パルプ状のもの			
その他のもの	一七%	F	15
梅	一二%	F	10
その他のもの			
砂糖を加えたもの			
パルプ状のもの	二一%	F	10
バナナ及びアボカド―			
その他のもの	二九・八%	F	15
その他のもの			
ベリー及びプルーン	一一%	F	7
バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマン			
ゴスチン			
気密容器入りのもの			
その他のもの	一一%	F	7

その他のもの	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	その他のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの
パルプ状のもの	バナナ、アボカド、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	その他のもの
カムカム	カムカム	その他のもの
その他のもの	プルーン、バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	その他のもの
さといも（冷凍したものに限る。）	さといも（冷凍したものに限る。）	その他のもの
その他のもの	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム	その他のもの
かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理を	かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理を	その他のもの

E	F 7	E	F 15	E	F 10	F 15	F 10
	一〇%		二一・三%		一五%	一六・八%	一四%

二〇・〇九	<p>した後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>オレンジジュース</p>	<p>一一％ F 15</p> <p>一二％ F 10</p>
二〇〇九・一一	<p>冷凍したもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二五・五％ F 15</p> <p>二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） F 15</p>
二〇〇九・一二	<p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全</p>	<p>二一・三％ F 15</p> <p>二五・五％ F 15</p>

<p>重量の一〇%以下のもの その他のもの</p>	<p>二五・五% F 15</p>
<p>その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの</p>	<p>二九・八% (その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二一・三% F 15</p>
<p>砂糖を加えたもの しよ糖 (天然に含有するものを含む。) の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの</p>	<p>二五・五% F 15</p>
<p>その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの</p>	<p>二五・五% F 15</p>
<p>グレープフルーツジュース ブリティクス値が二〇%以下のもの 砂糖を加えたもの</p>	<p>二一・三% F 15</p> <p>二五・五% F 15</p>
<p>二〇〇九・一九</p>	
<p>二〇〇九・二二</p>	

<p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>		二二%	F	15
<p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>		一九・一%	F	15
<p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>		二五・五%	F	15
<p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）</p>		二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F	15
		二二%	F	15
		二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F	15
		一九・一%	F	15
		二五・五%	F	15
		二二%	F	15
		二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F	15
		一九・一%	F	15
		二五・五%	F	15
		二二%	F	15

二〇〇九・二九

二〇〇九・三一

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全

重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンジュース

ライムジュース

その他のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全

重量の一〇%以下のもの

その他のもの

二〇〇九・三九

二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二三%	F 15
二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二三%	F 15

六%	F 5
一二%	F 10
一九・一%	F 15
二五・五%	F 15

二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二三%	F 15
二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二三%	F 15

二〇〇九・七一	その他のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	ラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一九・一% 二五・五%	F 15 F 15
二〇〇九・七九	その他のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三四%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 二三%	一九・一% 二九・八%	F 15 F 15 F 15

その他のもの	三四% (その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	F 15
その他のもの	一九・一% 二九・八%	F 15 F 15
しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
その他のもの		
その他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)		
果汁		
砂糖を加えたもの		
しよ糖 (天然に含有するものを含む。) の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	F 15
その他のもの	二九・八% (その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	
その他のもの		
しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
プルーングジュース		
その他のもの	一四・四%	F 10
その他のもの	一九・一%	F 15
その他のもの	二五・五%	F 15

二〇〇九・八〇

二〇〇九・九〇	<p>野菜ジュース</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>混合ジュース</p> <p>混合果汁</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>混合野菜ジュース</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>八・一％ F 7</p> <p>九％ F 7</p> <p>七・二％ F 7</p> <p>二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） F 15</p> <p>二三％ F 15</p> <p>一九・一％ F 15</p> <p>二五・五％ F 15</p> <p>八・一％ F 7</p> <p>五・四％ F 5</p>

第二二類	各種の調製食料品
二一〇一	<p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p>
二一〇一・一一のうち	<p>コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p>
二一〇一・一二のうち	<p>エキス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えてないもののうち インスタントコーヒー その他のもの エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品のうち 砂糖を加えてないもののうち インスタントコーヒー その他のもの コーヒーをもととした調製品のうち ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態にお</p>
E	八・八％ F 7
E	八・八％ F 7

二一〇一・二〇のうち	<p>いて全重量の三〇%未満のものうち 砂糖を加えてないもの</p>	一五%	F 10
二一〇一・三〇	<p>茶又はマテをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%未満のものうち 砂糖を加えてないもの チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p>	一五%	F 10
二一・〇二	<p>酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー</p>	六%	F 5
二一〇二・二〇のうち	<p>酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）</p>	E	E

二一〇四・二〇	均質混合調製食品	八・四%	F 7
二一・〇六	調製食品（他の項に該当するものを除く。）	一二%	F 10
二一〇六・一〇のうち	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）以外のものうち		
	砂糖を加えてないものうち		
	植物性たんぱく	一〇・六%	F 7
	その他のもの	一五%	F 10
二一〇六・九〇のうち	その他のもの		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品以外のうち		
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食品以外のうち		
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）		

<p>チューインガム、こんにやく以外のうち</p>	
<p>飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）のうち</p>	
<p>果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）</p>	<p>二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>
<p>その他のもの</p>	<p>F</p>
<p>その他のものうち</p>	<p>E</p>
<p>砂糖を加えたものうち</p>	
<p>おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のものうち</p>	
<p>各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のもの</p>	<p>二 三・八%</p>
<p>ビタミンをもととした栄養補助食品</p>	<p>一 二・五%</p>
<p>その他のものうち</p>	<p>F 10</p>
<p>砂糖（重量の五〇%以上）、ココナツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器とも的一個</p>	<p>F 10</p>

<p>第二三類</p> <p>二二・〇一</p> <p>二二〇一・一〇</p> <p>二二・〇二</p>		<p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪</p> <p>鉱水及び炭酸水</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香</p>	<p>の重量が五〇〇グラム以下のもの</p> <p>その他のものうち</p> <p>調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）以外のうち</p> <p>アルコールを含有しない飲料のもと</p> <p>おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のものうち</p> <p>第〇四・一〇項の物品のもの</p> <p>その他のものうち</p> <p>ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの</p>	<p>E</p>	<p>二九・八%</p> <p>一一・五%</p> <p>九%</p> <p>一〇%</p> <p>一二%</p> <p>F 10</p> <p>F 7</p> <p>F 7</p> <p>F 10</p> <p>P</p>
--	--	---	---	----------	--

二二〇二・一〇のうち	<p>味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。)</p> <p>水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)</p>	九・六%	F 7
二二〇二・九〇のうち	<p>砂糖を加えてないもの</p>	九・六%	F 7
二二一・〇四	<p>ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第二〇・〇九項のものを除く。)</p>		
二二〇四・三〇のうち	<p>その他のぶどう搾汁</p> <p>アルコール分が百分未満のものうち</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の百分以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	二三%	F 15
	<p>その他のもの</p>		
	<p>しよ糖の含有量が全重量の百分以下のもの</p>	一九・一%	F 15

二九・八%(その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二二一・〇五	その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	二五・五%	F 15
二二二〇五・九〇のうち	その他のもの		
二二二〇六・〇〇のうち	アルコール分が一%未満のもの その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一%未満のもの	一九・一%	F 15
二二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
二二二〇八・九〇のうち	その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒以外のアルコール飲料のうち果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15

<p>二二〇九・〇〇</p>	<p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>七・五%</p>	<p>F 7</p>
<p>第二三类 二三・〇九 二三〇九・一〇のうち</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料飼料用に供する種類の調製品 犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの その他のものうち （気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のものうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）以外のものうち 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満の</p>	<p>一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに六円を加えた額</p>	<p>F 10</p>

<p>第二七類</p> <p>二七・〇一</p> <p>二七〇一・二〇</p>	<p>二三〇九・九〇のうち</p>	<p>ものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）以外のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）</p> <p>その他のものうち</p> <p>乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のものうち</p> <p>ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三六円</p> <p>一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに五円三〇銭を加えた額</p>	<p>F 10</p> <p>E</p> <p>F 10</p>
---	-------------------	--	---	----------------------------------

二七・一〇

もの

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

軽質油及びその調製品

二七一〇・一一のうち

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち

揮発油のうち

低重合度の混合アルキレン及び政令で定める分留性状の試験方法による滅失量加算五%留出温度と滅失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの以外のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの以外のものうち

二七二〇・一九のうち

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち	
温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	
その他のもの	
灯油のうち	
低重合度の混合アルキレン以外のうち	
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）以外のうち	
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの以外のもの	
軽油	
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	
その他のもの	
その他のもの	
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもの）	
一キロリットルにつき一、二四〇円	F 10
一キロリットルにつき一、二四〇円	F 10
一キロリットルにつき一、二四〇円	F 10
一キロリットルにつき一、〇九三円	F 10
一キロリットルにつき一、〇九三円	E
一キロリットルにつき一、〇九三円	F 10

ので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。ののうち

重油及び粗油のうち

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの
のうち

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）以外のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの以外のもののうち

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

一キロリットルにつき一、九〇
二円 F 10

その他のもの

一キロリットルにつき二、三八
四円 F 10

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

	<p>ののうち</p> <p>製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）以外のもののうち</p> <p>硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一キロリットルにつき一、六八七円</p> <p>一キロリットルにつき二、二四六円</p>	<p>F 10</p> <p>F 10</p>
<p>第二九類</p> <p>二九・〇五</p> <p>二九〇五・四三</p> <p>二九〇五・四五</p> <p>二九・〇六</p> <p>二九〇六・一一のうち</p>	<p>有機化学品</p> <p>非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>その他の多価アルコール</p> <p>マンニトール</p> <p>グリセリン</p> <p>環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体</p> <p>メントール</p>		<p>E E</p>

二九・一四	ラセメントール（INN）以外のもの	八・九%（その率が一キログラムにつき二二五円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 10
二九一四・二二のうち	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九・二二	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。） しょう腦 融点が一七五度以上のもの		
二九二二・四二のうち	酸素官能のアミノ化合物		
二九・二三	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩 グルタミン酸及びその塩 グルタミン酸ソーダ	六・五%	F 5
二九二三・二〇のうち	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） レシチンその他のホスホアミノリピド		

二九・二四	<p>パルミチン酸コルホスセリル（INN）以外のもの カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並 びにこれらの塩</p>	E
二九二四・二九のうち	<p>その他のもの 附属書 I A の付表 A に定める医薬の有効成分及び附属書 I A の付表 B に定める完成品である医薬の製造に用いら れる産品以外のもの</p>	E
二九・三八	<p>グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のも のに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 その他のもの</p>	E
二九三八・九〇のうち	<p>附属書 I A の付表 A に定める医薬の有効成分及び附属書 I A の付表 B に定める完成品である医薬の製造に用いられる 産品以外のもの</p>	E
二九四〇・〇〇のうち	<p>糖類（化学的に純粹なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽 糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセター ル、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセターの塩及び糖エス テルの塩（第二九・三七項から第二九・二九項までの物品を除 く。）</p> <p>附属書 I A の付表 A に定める医薬の有効成分及び附属書 I A</p>	E

	<p>の付表Bに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品 以外のもの</p>		E
<p>第三二類 三二〇一・九〇のうち</p>	<p>なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ その他のもの タンニン及びその誘導体</p>		E
<p>第三三類 三三〇一</p>	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスデイスチレート及びアキュアスリユーション 精油（かんきつ類の果実のものに限る。） ライムのもの その他のもの</p>		E E
<p>三三〇一・一四 三三〇一・一九</p>			

<p>第三五類 三五・〇一</p>	<p>三三〇一・二二 三三〇一・二三 三三〇一・二四 三三〇一・二五のうち</p>	<p>精油（かんきつ類の果実のものを除く。） ジャスミンのもの ラベンダー又はラバンジンのもの ペパーミント（メンタ・ペペリタ）のもの その他のミントのもの ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスから採取したものに限る。）のうち 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%以下のもの その他のもの その他のもの ベイ葉油、カナंगा油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油以外のもの</p>	<p>九% E F 7 E E E</p>
<p>たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイ</p>		<p>E</p>	

<p>第三八類 三八・〇二 三八〇二・一〇</p>	<p>各種の化学工業生産品 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廢獣炭を含む。） 活性炭</p>	<p>E</p>
<p>三五〇一・九〇 三五・〇二 三五〇三・〇〇のうち 三五〇四・〇〇</p>	<p>イングルー その他のもの アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体 ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他にかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠^{ニョ}及びアイシングラス ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）</p>	<p>E E E E</p>

三八・〇五	ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファートルピネオールを主成分とするものに限る。）	
三八〇五・九〇	その他のもの	E
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	E
三八〇六・三〇	エステルガム	E
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	E
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもとしたもの	E
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	E
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	E
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	E

三九〇二・二〇のうち	<p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>ポリイソブチレン</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	六・五%	F 10
三九〇二・三〇のうち	<p>プロピレンの共重合体</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	二・八%	F 10
三九〇三	<p>スチレンの重合体（一次製品に限る。）</p> <p>ポリスチレン</p>	二・八%	F 10
三九〇三・一一のうち	<p>多泡性のも</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	三・九%	F 10
三九〇三・一九のうち	<p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類す</p>	三・九%	F 10

<p>三九〇三・九〇のうち</p>	<p>る形状のもの その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>六・五%</p>	<p>F 10</p>
<p>第四四類 四四・〇三</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） その他のもの その他のもの 桐<small>きり</small>のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。） たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの</p>	<p>三・一%</p>	<p>F 6</p>
<p>四四〇四・一〇のうち</p>	<p>針葉樹のもの たが材、割ったポール及びくい以外のもの</p>	<p>E</p>	<p>E</p>

四四〇四・二〇のうち

針葉樹以外のもの

たが材、割ったポール及びくい以外のもの

四四〇五・〇〇

木毛及び木粉

木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

四四〇七・一〇のうち

針葉樹のもの

まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルスを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）からまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）

四四〇七・二五

熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの
ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチ

バカウ

四四〇七・二六

ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエ

ローメランチ及びアラン

四四〇七・二九のうち

その他のもの

E E

E

E

E

E

四四〇七・九九のうち	ふたばがき科のもの その他のもの その他のもの	E
四四・〇八	ふたばがき科のもの 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	E
四四〇八・一〇のうち	針葉樹のもの インセンスダ―のもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもの	E
四四〇八・三一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	E
四四〇八・三九のうち	その他のもの ジェルトンのも（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもの	E

四四〇八・九〇

四四・〇九

四四〇九・一〇のうち

のうち

パドック（かりん）のもの

チークのものうち

積層木材を平削りすることにより得られるもの

その他のもの

その他のもの

さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

針葉樹のもの

引抜材

玉縁及び線形

その他のものうち

まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）

E

E E

E E E

E

四四〇九・二〇のうち	針葉樹以外のもの		引抜材		玉縁及び繰形		その他のものうち		ふたばがき科のもの	四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエファード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型
E		E		E		E		E		E	
E		E		E		E		E		E	

<p>第四六類</p>	<p>四四・一八 四四一八・三〇 四四一八・四〇 四四一八・五〇 四四一八・九〇のうち 四四一九・〇〇 四四・二〇 四四二〇・九〇 四四・二一 四四二一・一〇 四四二一・九〇のうち</p>	<p>木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。） 寄せ木パネル コンクリート型枠 こけら板 その他のもの セルラーウッドパネル その他のものうち 木製の建具及び床柱以外のもの 木製の食卓用品及び台所用品 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 その他のもの その他の木製品 衣類用ハンガー その他のもの マッチの軸木以外のもの</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び</p> <p>E E E E E E E E E</p>
-------------	--	---	---

四六〇・〇一

枝条細工物

さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）

四六〇一・二〇

敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）

いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペル

ス・テゲティフォルミス）製のもの

その他のもの

その他のもの

植物性材料製のもの

むしろ、こも及びアンペラ以外のうち

さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）

その他のもの

いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュ

ペルス・テゲティフォルミス）製のもの

その他のもの

六%

F 5

E

六%

F 5

E

四六〇一・九一のうち

E

<p>四六〇一・九九 四六・〇二</p>	<p>その他のもの かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品</p>		E E
<p>第六五類 六五〇二・〇〇</p>	<p>帽子及びその部分品 帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）</p>		E